

愛媛県行政書士会松山支部役員報酬支給細則

(趣旨)

第1条 この細則は、愛媛県行政書士会松山支部（以下「支部」という。）の役員に対する報酬の支給に関して必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この細則において、役員とは支部規則第7条に規定する役員をいう。

(支給時期)

第3条 報酬は、愛媛県行政書士会松山支部役員に支給する報酬金額に関する規程に定める役職ごとの報酬を毎会計年度中、最終の理事会において支給する。理事会に欠席した役員については、会計年度末までに支給する。

(任期途中で辞任又は解任した場合の取扱い)

第4条 任期途中で辞任又は解任した場合の役員報酬については、就任した月から辞任又は解任した月までの月数に報酬金額を1/2等分した金額を乗じた額を支給する。

(資格喪失により退任した場合)

第5条 資格喪失により退任した場合は、前条の規定を準用する。

(任期途中で死亡した場合の取扱い)

第6条 任期途中で死亡した場合の役員報酬については、就任した月から死亡した月までの月数に報酬金額を1/2等分した金額を乗じた額を支給する。

2 前項の報酬は、死亡した役員の相続人の1人に対し行う。相続人がいない場合又は相続人の不存在が確定した場合は、支部会計に繰り入れる。

3 前項の相続人は、配偶者、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹の順とする。

(補欠又は増員の役員の取扱い)

第7条 補欠又は増員の役員として選任された役員報酬については、就任した月から会計年度末の月までの月数に報酬金額を1/2等分した金額を乗じた額を支給する。

(端数の計算)

第8条 第4条、第6条、第7条における1/2等分した金額については、100円未満の金額は切り捨てて計算する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成18年2月8日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月20日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月17日（理事会承認の日）から施行し、平成28年5月13日から適用する。